

子どもに関する審議会等一覧

	①【既存】 子ども・子育て支援審議会 (新制度)	②【新規】 児童福祉審議会 (中核市)	③【新規】 幼保連携型認定こども園に関する審議会 (新制度) (中核市)
法令根拠	子ども・子育て支援法 第77条第1項 (努力義務「置こう努める」)	児童福祉法 第8条第1項 (必置「置くものとする」)	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(認定こども園法)第25条 (必置「置くものとする」)
市条例	子ども・子育て支援審議会条例	—	—
役割	1 子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事項	1 <<児童福祉法第8条第6項>> 社会保障審議会と相互に緊密な連絡をとること	1 <<第17条第3項>> 幼保連携型認定こども園を設置・廃止等の認可時に意見聴取すること
	① <<第77条第1項第1号>> 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し意見聴取すること	2 <<【新】児童福祉法第34条の15第4項>> 家庭的保育事業等の認可時に意見聴取すること	2 <<第21条第2項>> 事業停止・施設閉鎖命令時に意見聴取すること
	② <<第77条第1項第2号>> 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し意見聴取すること	3 <<【新】児童福祉法第35条第6項>> 保育所設置(行政機関を除く)の認可時に意見聴取すること	3 <<第22条第2項>> 認可の取消し時に意見聴取すること
	③ <<第77条第1項第3号>> 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定又は変更に関し意見聴取すること	4 <<児童福祉法第8条第7項>> 芸能、出版物、玩具、遊戯等の推薦、又は製作、興行、若しくは販売する者等に対し勧告すること	
	④ <<第77条第1項第4号>> 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること	5 <<児童福祉法第46条第4項>> 特定児童福祉施設(市立を除く)の事業停止命令時に意見聴取すること	
	2 児童福祉に関する重要事項	6 <<児童福祉法第59条第5項>> 無認可の特定児童福祉施設の事業停止・施設閉鎖命令時に意見聴取すること	
	3 その他子ども・子育て支援に関し、市長が必要と認める事項	7 <<児童福祉法第8条第2項>> 児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項を調査審議すること	
		8 <<児童福祉法第8条第5項>> 関係行政機関に対する職員の出席説明・資料提出を求めること	
		9 <<児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第3条>> 特定児童福祉施設の設備・運営を向上させるよう勧告する際に意見聴取すること	
		10 <<家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第3条>> 家庭的保育事業等の設備・運営を向上させるよう勧告する際に意見聴取すること	
		11 <<放課後児童健全育成事業の設備・運営に関する基準第3条>> 放課後児童健全育成事業の設備・運営を向上させるよう勧告する際に意見聴取すること	
		12 <<母子及び及び父子並びに寡婦福祉法第7条>> 母子家庭の福祉に関する事項を調査審議すること	
		13 <<母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第13条>> 母子福祉資金貸付金の貸付中止時に意見聴取すること	
		14 <<母子保健法第7条>> 母子保健に関する事項を調査審議すること	
委員数	18名(条例:20名以内)	法規定無し(第3次一括法改正前20名以内)	法規定無し
報酬	12,000円	—	—
任期	2年	—	—

【新規】 社会福祉審議会(児童福祉専門分科会) (中核市)
社会福祉法 第7条第1項 (必置「置くものとする」)
社会福祉審議会条例(↓ゴシック字体は、児童福祉関連事項)
1 社会福祉法第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項 (同法第12条第1項に規定する児童福祉に関する事項を含む)
2 子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事項
3 認定こども園法第17条第3項、第21条第2項、第22条第2項に関する事項
4 介護保険法に基づく介護保険事業の円滑な運営に関する事項
5 その他社会福祉について市長が必要と認める事項
条例:20名以内
12,000円
3年



H27.4~

経過

	平成2年	平成16年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
児童福祉審議会【廃止】						
こども政策推進協議会【廃止】						
子ども・子育て支援審議会(～H27.3)						
社会福祉審議会【児童福祉専門分科会】(H27.4～)						
児童福祉審議会(中核市)						
幼保連携型認定こども園に関する審議会(中核市)						